

人事委員会年報

令和7年度



相模原市人事委員会

目 次

第1章 組織の概要

1	人事委員会の設置	1
2	人事委員会の構成	1
3	人事委員会の事務	1
4	人事委員会の事務局の組織及び所掌事務	2
5	予算	3
6	人事委員会の開催状況	3

第2章 事業の概要

1	職員の任用	1 4
(1)	採用試験実施状況	1 4
(2)	採用試験実施結果	1 8
(3)	採用選考実施状況	2 0
(4)	採用選考実施結果	2 4
(5)	任命権者に委任している採用選考等の実施結果	2 5
(6)	昇任試験実施状況	2 6
(7)	昇任試験実施結果	2 8
(8)	昇任選考実施結果	2 9
(9)	特定任期付職員及び一般任期付職員の採用等の承認	2 9
2	職員の給与等に関する報告及び勧告	3 0
3	条例の制定、改廃に対する意見	3 3
4	勤務条件に関する措置の要求	3 5
5	不利益処分についての審査請求	3 5
6	退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議	3 5
7	苦情相談	3 5
8	職員団体の登録	3 6
9	管理職員等の範囲	3 7
1 0	労働基準監督機関としての職権の行使	3 8
1 1	人事委員会規則の制定、改廃	3 8
1 2	その他(会議等)	3 9

第1章 組織の概要

1 人事委員会の設置

地方公務員法第7条第1項の規定により、都道府県及び政令指定都市は、条例で人事委員会を置くものとされ、同条第2項の規定により、政令指定都市以外の市で人口15万人以上のもの及び特別区は、条例で人事委員会を置くことができるとされています。

本市では、平成22年4月1日の政令指定都市移行時における人事委員会業務の円滑な運営を図るため、平成22年1月14日、地方公務員法第7条第2項の規定に基づく相模原市人事委員会設置条例(平成21年相模原市条例第43号)により、人事委員会を設置し、同年4月1日、政令指定都市への移行に伴い、同法第7条第1項の規定に基づく人事委員会となりました。

2 人事委員会の構成

人事委員会は、議会の同意を得て地方公共団体の長が選任する3人の委員をもって構成する合議制の執行機関です。

本委員会の委員は、いずれも非常勤特別職であり、その構成は次のとおりです。

職	氏名	任期	現職
委員長	伊藤 信吾	令和8年1月14日から 令和12年1月13日まで	弁護士
委員 (委員長職務代理者)	山本 雅子	令和6年1月14日から 令和10年1月13日まで	麻布大学名誉教授
委員	井上 毅	令和7年1月14日から 令和11年1月13日まで	株式会社イノウエ 代表取締役社長

3 人事委員会の事務

地方公務員法第8条の規定により、人事委員会が処理することとされている主な事務は、次のとおりです。

- (1) 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- (2) 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
- (3) 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
- (4) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- (5) 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。
- (6) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、

及び必要な措置を執ること。

(7) 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。

4 人事委員会の事務局の組織及び所掌事務

令和7年4月1日現在の事務局の組織及び所掌事務は、次のとおりです。

(1) 組織

行政委員会事務局長 1 人

任用調査課長 1 人

調査班 総括副主幹 1 人 — 主査 1 人 — 主任 2 人

任用班 総括副主幹 1 人 — 主査 2 人 — 主事 1 人

(2) 所掌事務

ア 人事委員会の会議に関すること。

イ 人事記録の管理に関すること。

ウ 人事に関する統計報告に関すること。

エ 職員評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度についての調査研究に関すること。

オ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に関すること。

カ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告に関すること。

キ 競争試験、選考その他の任用に関すること。

ク 給与の支払の監理に関すること。

ケ 分限及び懲戒に関すること(任命権者が所掌する事務を除く。)

コ 勤務条件に関する措置の要求に関すること。

サ 不利益処分についての審査請求に関すること。

シ 職員の苦情処理に関すること。

ス 人事委員会規則、規程等の制定及び改廃に関すること。

セ 退職管理に関すること(任命権者が所掌する事務を除く。)

ソ 管理職員等の範囲に関すること。

タ 職員団体の登録に関すること。

チ 労働基準監督機関の職権行使に関すること。

ツ 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関すること。

テ 公印の管理に関すること。

ト 事務局の人事に関すること。

5 予算

令和7年度における人事委員会の運営に関する予算は、次のとおりです。

(単位：千円)

区分	予算額
報酬	2, 5 0 9
報償費	5 1
旅費	6 2 8
交際費	2
需用費	9 9 3
役務費	8 0
委託料	1 4, 6 9 6
使用料及び賃借料	5, 5 8 9
備品購入費	7 9
負担金、補助及び交付金	2, 7 3 7
合計	2 7, 3 6 4

6 人事委員会の開催状況

区分	開催年月日	議案等
第1回 定例会	令和7年 4月15日	議案 3 4 採用候補者名簿の削除について 報告 2 2 令和7年度の相模原市人事委員会に係る予算について 2 3 令和6年度における苦情相談業務の実施状況について 2 4 令和7年職種別民間給与実態調査の実施について 2 5 教育職給料表の4級及び5級への昇格結果に係る報告について 2 6 相模原市 しごと&採用試験説明会(高校卒業程度試験対象)の実施について 2 7 任命権者に委任している採用選考(かつて職員であった者をもって補充しようとする職)に係る実施計画の通知について 2 8 任命権者に委任している採用選考(医師(公衆衛生担当))に係る実施計画の通知について 2 9 任命権者に委任している採用選考(行政(任期付短時間勤務職員)【債権回収担当】)に係る実施計画の通知について 3 0 任命権者に委任している採用選考(会計年度任用職員の職)に係る実施結果の報告について 3 1 相模原市労働組合共闘会議からの申し入れについて

		3 2 相模原市議会定例会における人事委員会所管事務に関連する質疑の状況について
第2回 定例会	令和7年 5月15日	議案 3 5 令和7年度相模原市職員採用選考(行政(任期付短時間勤務職員)【窓口サービス担当】・【生活保護ケースワーカー】)の実施について 報告 3 3 任命権者に委任している採用選考(医師(任期付短時間勤務)【公衆衛生担当】)に係る実施計画の通知について 3 4 大都市人事委員会連絡協議会委員長会議について 3 5 大都市労連連絡協議会からの申し入れについて 3 6 相模原市労働組合共闘会議からの申し入れについて
第3回 定例会	令和7年 5月28日	議案 4 3 令和6年(措)第1号事案について(継続) 3 6 相模原市職員採用試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について(土木・建築(大学卒業程度)【早期先行枠】) 3 7 相模原市職員採用試験(高校卒業程度・免許資格職)の実施について 3 8 相模原市職員採用選考(障害者対象)の実施について 報告 3 7 令和7年職種別民間給与実態調査の実施状況について 3 8 職員採用試験(大学卒業程度・免許資格職)の申込状況について 3 9 異動期間の延長に係る報告について 4 0 任命権者に委任している採用選考(行政(任期付短時間勤務職員)【マイナンバーカード交付促進担当】)に係る実施計画の通知について 4 1 任命権者が行う転職能力認定(デジタル職)に係る実施計画について 4 2 任命権者に委任している採用選考(栄養士(育児休業代替及び配偶者同行休業代替))に係る実施計画の通知について 4 3 職員の懲戒処分について
第4回 定例会	令和7年 6月12日	議案 4 3 令和6年(措)第1号事案について(継続) 3 9 職員の給与等に関する報告及び勧告について 4 0 昇任試験(消防(副士長・士長・司令補))の実施について 報告 4 4 令和7年度 相模原市しごと&採用試験説明会(高校卒

		業程度試験対象)の実施結果について 4 5 職員の懲戒処分について
第5回 定例会	令和7年 6月25日	議案 4 3 令和6年(措)第1号事案について(継続) 3 9 職員の給与等に関する報告及び勧告について(継続) 報告 4 6 任命権者に委任している採用選考(かつて職員であった者をもって補充しようとする職)に係る実施結果の報告について 4 7 任命権者に委任している採用選考(医師(任期付短時間勤務【公衆衛生担当】)に係る実施結果の報告について 4 8 相模原市職員採用選考(行政(任期付短時間勤務職員)【窓口サービス担当】・【生活保護ケースワーカー】)の実施状況について 4 9 任命権者に委任している採用選考(行政(任期付短時間勤務職員)【公民館担当】)に係る実施計画の通知について 5 0 職員の懲戒処分等について
第6回 定例会	令和7年 7月11日	議案 4 1 相模原市職員採用選考(行政(任期付短時間勤務職員)【窓口サービス担当】・【生活保護ケースワーカー】)の最終合格者の決定について 報告 5 1 令和6年度人事委員会年報の作成について 5 2 令和7年職種別民間給与実態調査の実施状況について 5 3 任命権者に委任している採用選考(行政(任期付短時間勤務職員)【債権回収担当】)に係る実施結果の報告について 5 4 第133回全国人事委員会連合会総会について 5 5 第68回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会について
第7回 定例会	令和7年 7月23日	議案 3 9 職員の給与等に関する報告及び勧告について(継続) 4 2 相模原市職員採用試験(大学卒業程度・免許資格職)の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 4 3 相模原市職員主査級昇任試験の実施について 報告 5 6 相模原市議会定例会における人事委員会所管事務に関連する質疑の状況について 5 7 相模原市労働組合共闘会議及び相模原市職員労働組合からの申し入れについて

第8回 定例会	令和7年 8月6日	議案 39 職員の給与等に関する報告及び勧告について(継続) 44 相模原市職員採用試験(大学卒業程度・免許資格職)の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 45 相模原市職員採用試験(大学卒業程度・免許資格職)【秋試験】の実施について 報告 58 任命権者に委任している採用選考(栄養士(育児休業代替及び配偶者同行休業代替))に係る実施結果の報告について 59 相模原市職員採用試験(高校卒業程度・保育士・司書・学芸員)の申込状況について 60 相模原市職員採用選考(障害者対象)の申込状況について
第9回 定例会	令和7年 8月21日	議案 39 職員の給与等に関する報告及び勧告について(継続) 46 令和7年(審)第1号事案の審査請求について 47 条例改正に関する意見について 48 相模原市職員採用選考(技能職)の実施について 49 人事委員会が選考を認める職の審査について(社会人経験を要する設備職、保健師職、学芸員【美術】職) 50 相模原市職員採用試験 行政(大学卒業程度)【秋試験】の実施について 報告 61 人事院勧告・報告について
第10回 定例会	令和7年 9月1日	議案 39 職員の給与等に関する報告及び勧告について(継続) 51 相模原市職員採用試験(大学卒業程度・免許資格職)【秋試験】の実施について 52 相模原市職員採用選考(社会人経験者)の実施について 53 特定任期付職員の採用の承認について 報告 62 任命権者に委任している採用選考(かつて職員であった者をもって補充しようとする職)に係る実施結果の報告について 63 任命権者に委任している採用選考(医師(任期付短時間勤務職員)【公衆衛生担当】)に係る実施結果の報告について 64 任命権者に委任している採用選考(行政(任期付短時間勤務職員)【公民館担当】)に係る実施結果の報告について 65 任命権者が行う転職能力認定(デジタル職)に係る実施結

		果の報告について 6 6 任命権者に委任している採用選考(地方公務員又は国家公務員であった者をもって補充しようとする職)に係る実施計画の通知について 6 7 大都市人事委員会連絡協議会事務局長会議について 6 8 日本教職員組合及び日本高等学校教職員組合並びに全日本教職員組合からの要請について 6 9 大都市労連連絡協議会からの申し入れについて 7 0 相模原市労働組合共闘会議からの申し入れについて 7 1 職員の懲戒処分について
第11回 定例会	令和7年 9月12日	議案 3 9 職員の給与等に関する報告及び勧告について(継続) 5 4 令和7年(審)第2号事案の審査請求について 5 5 条件付採用期間の延長の承認について 5 6 職員の昇任選考について 報告 7 2 公務労組連絡会、日本自治体労働組合総連合及び全日本教職員組合並びに公務公共サービス労働組合協議会からの要請について 7 3 相模原市立学校管理職組合からの要請について 7 4 職員の懲戒処分について
第12回 定例会	令和7年 9月24日	議案 3 9 職員の給与等に関する報告及び勧告について(継続) 5 7 条件付採用期間の延長の承認について 報告 7 5 相模原市職員採用選考(技能職)の申込状況について 7 6 相模原市職員採用試験(行政(大学卒業程度)【秋試験】)の申込状況について 7 7 任命権者に委任している採用選考(育児休業代替及び配偶者同行休業代替)に係る実施計画の通知について 7 8 任命権者に委任している昇任選考に係る実施計画の通知について 7 9 神奈川県国民春闘共闘会議、神奈川県公務・公共業務労働組合共闘会議及び日本自治体労働組合総連合神奈川県本部からの要請について
第1回 臨時会	令和7年 9月30日	議案 4 6 令和7年(審)第1号事案の審査請求について(継続) 5 4 令和7年(審)第2号事案の審査請求について(継続) 5 8 相模原市一般職の職員の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則について

		5 9 相模原市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について(通知)の一部改正について
第13回 定例会	令和7年 10月29日	議案 4 6 令和7年(審)第1号事案・同第2号事案の審査請求について(継続) 6 0 相模原市職員採用試験(土木(高校卒業程度))の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 報告 8 0 相模原市主査級昇任試験の申込状況について 8 1 相模原市職員採用試験(大学卒業程度・免許資格職)【秋試験】の実施状況について 8 2 相模原市職員採用選考(社会人経験者)の実施状況について 8 3 任命権者が行う転職能力認定(行政職(環境事業所等))に係る実施計画について 8 4 任命権者に委任している採用選考(行政(任期付短時間勤務職員)【マイナンバーカード交付促進担当】)に係る実施計画の通知について 8 5 相模原市議会定例会における人事委員会所管事務に関連する質疑の状況について
第14回 定例会	令和7年 11月13日	議案 4 6 令和7年(審)第1号事案・同第2号事案の審査請求について(継続) 6 1 条例改正に関する意見について 6 2 相模原市職員採用試験(高校卒業程度・保育士・司書・学芸員)の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 6 3 相模原市職員採用選考(障害者対象)の最終合格者の決定について 6 4 相模原市職員採用選考(技能職)の最終合格者の決定について 6 5 相模原市職員採用選考(社会人経験者(行政・保育士))の最終合格者の決定について 6 6 相模原市職員採用選考(行政(任期付短時間勤務職員)【窓口サービス担当】)の実施について 6 7 条件付採用期間の延長の承認について 報告 8 6 任命権者に委任している昇任選考に係る実施結果の報告について 8 7 任命権者に委任している採用選考(かつて職員であった

		者をもって補充しようとする職)に係る実施結果の報告について 8 8 労働基準監督機関としての職権行使に係る事業所調査の実施について
第15回 定例会	令和7年 11月28日	議案 6 8 相模原市職員の退職管理に関する規則の運用について(通知)の一部改正について 6 9 相模原市一般職の給与に関する条例の規定に基づく規則の改正に係る協議について(相模原市一般職の給与に関する条例施行規則、相模原市一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則及び相模原市会計年度任用短時間勤務職員の給与及び費用弁償に関する規則の改正) 7 0 相模原市一般職の給与に関する条例の規定に基づく規則の改正に係る協議について(相模原市教育委員会の会計年度任用短時間勤務職員の給与及び費用弁償に関する規則の改正) 7 1 相模原市職員採用選考(社会人経験者(土木ほか))の最終合格者の決定について 7 2 相模原市昇任試験(消防(司令補・士長・副士長))の最終合格者の決定及び昇任候補者名簿の確定について 7 3 人事委員会が選考を認める職の審査について(行政(任期付短時間勤務職員)【所有者調査担当】) 7 4 人事委員会が採用選考における委任を認める職の審査について(行政(任期付短時間勤務職員)【所有者調査担当】) 報告 8 9 任命権者に委任している採用選考(医師(公衆衛生担当)常勤職員)に係る実施結果の報告について 9 0 任命権者に委任している採用選考(医師(公衆衛生担当：保健所長又は所長候補)常勤職員・任期付フルタイム勤務職員)に係る実施計画の通知について 9 1 任命権者に委任している採用選考(行政(任期付短時間勤務職員)【債権回収担当・所有者調査担当】)に係る実施計画の通知について 9 2 大都市労連連絡協議会からの申し入れについて
第16回 定例会	令和7年 12月12日	議案 7 5 相模原市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について(通知)の一部改正について 7 6 地方自治法第180条の3の規定による職員の併任に係る協議について

		7 7 相模原市職員採用試験((大学卒業程度・免許資格職)【秋試験】)の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 7 8 令和8年度相模原市職員採用試験(大学卒業程度)【早期先行枠】について 7 9 条件付採用期間の延長の承認について 報告 9 3 任命権者に委任している採用選考(地方公務員又は国家公務員であった者をもって補充しようとする職)に係る実施結果の報告について
第2回臨時会	令和7年 12月23日	議案 8 0 相模原市学校職員の給与に関する条例の規定に基づく規則の改正に係る協議について 8 1 相模原市職員採用選考(行政(任期付短時間勤務職員)【窓口サービス担当】)の最終合格者の決定について 8 2 条件付採用期間の延長の承認について
第17回定例会	令和8年 1月14日	議案 1 相模原市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則について 2 令和8年度相模原市職員採用試験(選考)の日程等について 報告 1 任命権者に委任している採用選考(育児休業代替及び配偶者同行休業代替)に係る実施結果の報告について 2 任命権者に委任している採用選考(行政(任期付短時間勤務職員)【公民館担当】)に係る実施計画の通知について 3 職員の懲戒処分について 4 相模原市議会定例会における人事委員会所管事務に関連する質疑の状況について
第18回定例会	令和8年 1月28日	議案 3 職員の給与等に関する報告及び勧告の訂正について 4 相模原市職員主査級昇任試験の最終合格者の決定及び昇任候補者名簿の確定について 5 相模原市職員採用試験(大学卒業程度)【早期SPI枠】の実施について 6 一般任期付職員の採用の承認について 報告 5 任命権者に委任している採用選考(かつて職員であった者をもって補充しようとする職)に係る実施結果の報告について

		6 任命権者が行う転職能力認定(行政職(環境事業所等))に係る実施結果の報告について 7 任命権者に委任している採用選考(参事(コンプライアンス推進担当)、参事(廃棄物指導担当))に係る実施計画の通知について 8 任命権者に委任している採用選考(保育士(産前産後休暇・育児休業代替))に係る実施計画の通知について
第19回 定例会	令和8年 2月12日	議案 7 条例改正に関する意見について 報告 9 任命権者が行う転職能力認定(各清掃工場及び各環境事業所等の環境整備員である技能主査の職)に係る実施計画について 10 相模原市労働組合共闘会議からの申し入れについて
第20回 定例会	令和8年 2月27日	議案 8 相模原市人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について 9 条件付採用期間の延長の承認について 10 相模原市人事委員会のサイバーセキュリティを確保するための方針について 報告 11 労働基準監督機関としての職権行使に係る事業所調査の結果について 12 相模原市職員採用セミナーの実施結果について 13 相模原市職員採用試験(大学卒業程度)【早期SPI枠】の申込状況について 14 任命権者に委任している採用選考(参事(コンプライアンス推進担当)、参事(廃棄物指導担当))に係る実施結果の報告について 15 任命権者に委任している採用選考(財政局長)に係る実施計画の通知について
第21回 定例会	令和8年 3月11日	議案 11 相模原市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則本則第9号の規定に基づく人事委員会の承認について 12 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定に係る助言について 13 職員の昇任選考について 14 一般任期付職員の任期更新の承認について 15 一般任期付職員の採用の承認について 16 相模原市特定事業主行動計画「相模原市職員のためのワ

		ーク・ライフ・バランス推進プラン」について 報告 1 6 任命権者に委任している採用選考(医師(公衆衛生担当)常勤職員)に係る実施結果の報告について 1 7 任命権者に委任している採用選考(行政(任期付短時間勤務職員)【所有者調査担当・債権回収担当】)に係る実施結果の報告について 1 8 任命権者に委任している採用選考(保育士(産前産後休暇・育児休業代替))に係る実施結果の報告について 1 9 任命権者が行う転職能力認定(行政職(環境事業所等))に係る実施結果の報告について 2 0 任命権者に委任している昇任選考に係る実施計画の通知について 2 1 公務労組連絡会、日本自治体労働組合総連合及び全日本教職員組合並びに公務公共サービス労働組合協議会からの要請について
第22回 定例会	令和8年 3月25日	議案 1 6 相模原市特定事業主行動計画「相模原市職員のためのワーク・ライフ・バランス推進プラン」について(継続) 1 7 相模原市一般職の職員の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則について 1 8 相模原市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則について 1 9 相模原市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について(通知)の一部改正について 2 0 相模原市会計年度任用短時間勤務職員の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則について 2 1 相模原市一般職の給与に関する条例附則第23項及び附則第25項並びに相模原市学校職員の給与に関する条例附則第9項、附則第11項及び附則第12項の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則について 2 2 相模原市一般職の給与に関する条例附則第23項及び附則第25項並びに相模原市学校職員の給与に関する条例附則第9項、附則第11項及び附則第12項の規定による給料に関する規則の運用について(通知) 2 3 相模原市一般職の給与に関する条例の規定に基づく規則の改正に係る協議について 2 4 相模原市学校職員の給与に関する条例の規定に基づく規則の改正に係る協議について 2 5 相模原市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則

		本則第9号の規定に基づく人事委員会の承認について
26		相模原市職員採用試験(大学卒業程度・免許資格職)の実施について
27		相模原市職員採用選考(民間企業等経験者採用)【通年枠】の実施について
28		相模原市職員採用選考(公務員経験者採用)【通年枠】の実施について
	報告	
22		任命権者に委任している採用選考(行政(任期付短時間勤務職員)【マイナンバーカード交付促進担当】)に係る実施結果の報告について
23		任命権者に委任している採用選考(行政(任期付短時間勤務職員)【公民館担当】)に係る実施結果の報告について
24		任命権者に委任している採用選考(財政局長)に係る実施結果の報告について
25		任命権者に委任している昇任選考に係る実施結果の報告について
26		任命権者に委任している採用選考(医師(公衆衛生担当及び保健所長又は所長候補))に係る実施計画の通知について
27		相模原市議会定例会における人事委員会所管事務に関連する質疑の状況について

令和7年度における人事委員会の開催状況は、次のとおりです。

- ＜合計＞ ・定例会22回、臨時会2回
 ・議案77件（継続案件を除く。）、報告99件

第2章 事業の概要

1 職員の任用

地方公務員法第18条の規定により、競争試験又は選考は人事委員会が行うこととされています。同法の規定により本委員会の権限とされている一般職員の任用に関する事項について職員の任用に関する規則等を制定し、職員の採用、昇任等について競争試験及び選考を行っています。

(1) 採用試験実施状況

令和7年度の採用試験実施状況は、次のとおりです。

ア 土木・建築（大学卒業程度）【早期先行枠】（第1次試験：令和7年4月1日～15日）

試験区分	試験段階	内容	最終合格発表	受験資格
土木建築 (大学卒業程度) 【早期先行枠】	第1次	基礎能力検査	5月29日	平成7年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人
	第2次	(1)口述試験 (グループ) (2)個別面接		

イ 大学卒業程度・免許資格職（第1次試験：令和7年6月15日）

試験区分	試験段階	内容	最終合格発表	受験資格
大学卒業程度	行政	(1)教養試験 (2)事務適性検査 (3)論述試験	8月7日	平成7年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人
		グループワーク (対話形式)		
		個別面接		
	デジタル	第1次 基礎能力検査		平成2年4月2日から平成16年4月1日までに生まれ、独立行政法人情報処理推進機構(平成16年1月4日以前は財団法人日本情報処理開発協会)が実施する試験のうち、人事委員会が指定するいずれかの試験に、平成13年以降に合格した人又は令和8年3月までに合格する見込みの人
		第2次 (1)口述試験 (グループ) (2)個別面接		

土 木 建 築 設 備 電 気	第 1 次	(1) 専門試験 (2) 基礎能力検査	7 月 24 日	【土木・建築】 平成 7 年 4 月 2 日から平成 16 年 4 月 1 日までに生まれた人
	第 2 次	個別面談		【設備・電気】 平成 2 年 4 月 2 日から平成 16 年 4 月 1 日までに生まれた人
	第 3 次	個別面接		
化 学	第 1 次	(1) 専門試験 (2) 基礎能力検査	8 月 7 日	平成 2 年 4 月 2 日から平成 16 年 4 月 1 日までに生まれた人
	第 2 次	個別面談		
	第 3 次	個別面接		
学校事務	第 1 次	(1) 教養試験 (2) 事務適性検査	7 月 24 日	【社会福祉】 平成 7 年 4 月 2 日から平成 16 年 4 月 1 日までに生まれ、社会福祉主事の任用資格を有するか、令和 8 年 3 月までに取得する見込みの人 【心理】 平成 2 年 4 月 2 日から平成 16 年 4 月 1 日までに生まれ、心理学を専修する学科や、これに相当する課程を修了、又は令和 8 年 3 月までに修了見込みの人など
	第 2 次	個別面談		
	第 3 次	個別面接		
社会福祉 心 理	第 1 次	(1) 専門試験 (2) 基礎能力検査	7 月 24 日	
	第 2 次	グループワーク (対話形式)		
	第 3 次	個別面接		
消 防	第 1 次	(1) 教養試験 (2) 消防適性検査 (3) 色覚検査	8 月 7 日	平成 7 年 4 月 2 日から平成 16 年 4 月 1 日までに生まれ、赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができる人
	第 2 次	個別面談		
	第 3 次	(1) 体力検査 (2) 個別面接		
管理栄養士 保 健 師	第 1 次	(1) 専門試験 (2) 基礎能力検査	7 月 24 日	【管理栄養士】 平成 2 年 4 月 2 日以降に生まれ、管理栄養士免許を有するか、令和 7 年度に行われる国家試験により取得見込みの人
	第 2 次	グループワーク (対面形式)		【保健師】 平成 2 年 4 月 2 日以降に生まれ、保健師免許を有するか、令和 7 年度に

	第3次	個別面接		行われる国家試験により取得見込みの人
歯科衛生士 作業療法士 獣医師	第1次	(1) 専門試験 (2) 基礎能力検査	8月7日	【歯科衛生士】 平成2年4月2日以降に生まれ、歯科衛生士免許を有するか、令和7年度に行われる国家試験により取得見込みの人 【作業療法士】 平成2年4月2日以降に生まれ、作業療法士免許を有するか、令和7年度に行われる国家試験により取得見込みの人 【獣医師】 平成2年4月2日以降に生まれ、獣医師免許を有するか、令和7年度に行われる国家試験により取得見込みの人
	第2次	個別面談		
	第3次	個別面接		

ウ 行政（大学卒業程度）【秋試験】（第1次試験：令和7年9月17日～28日）

試験区分	試験段階	内容	最終合格発表	受験資格
行政 (大学卒業程度)	第1次	(1) 事務適性検査 (2) 個別面談	12月15日	平成7年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人
	第2次	(1) 教養試験 (2) 論述試験		
	第3次	個別面接		

エ 高校卒業程度・保育士・司書・学芸員（第1次試験：令和7年9月28日）

試験区分		試験 段階	内容	最終合格 発 表	受験資格
高 校 卒 業 程 度	行 政	第 1 次	(1) 教養試験 (2) 事務適性検査 (3) 論述試験	11 月 20 日	平成 16 年 4 月 2 日から平成 20 年 4 月 1 日までに生まれた人
		第 2 次	グループワーク (対話形式)		
		第 3 次	個別面接		
	土 木	第 1 次	(1) 個別面談 (2) 専門試験 (3) 基礎能力検査	10 月 31 日	
		第 2 次	個別面接		

大学卒業程度	消 防	第 1 次	(1) 教養試験 (2) 消防適性検査 (3) 色覚検査	11 月 20 日	平成 16 年 4 月 2 日から平成 20 年 4 月 1 日までに生まれ、赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができる人
		第 2 次	(1) 体力検査 (2) 個別面談		
		第 3 次	個別面接		
	保 育 士	第 1 次	専門試験		平成 7 年 4 月 2 日以降に生まれ、保育士登録をしている(神奈川県において、国家戦略特別区域限定保育士登録を受けている人を含む。)か、令和 8 年 3 月までに登録見込みの人
		第 2 次	グループワーク (対話形式)		
		第 3 次	個別面接		
	司 書	第 1 次	(1) 専門試験 (2) 基礎能力検査		平成 2 年 4 月 2 日以降に生まれ、図書館法に定める司書資格を有するか、令和 8 年 3 月までに取得見込みの人
		第 2 次	個別面談		
		第 3 次	個別面接		
	学 芸 員 【天 文】 【日本史】	第 1 次	(1) 専門試験 (2) 基礎能力検査		平成 2 年 4 月 2 日以降に生まれ、博物館法に定める学芸員資格を有するか、令和 8 年 3 月までに取得見込みの人 【天文】 学校教育法に定める大学又は大学院で天文学に関する専門課程を修了した人若しくは同等の天文学に関する専門知識を有する人 【日本史】 学校教育法に定める大学又は大学院で日本史に関する専門課程を修了した人若しくは同等の日本史に関する専門知識を有する人
		第 2 次	個別面談		
		第 3 次	個別面接		

オ 大学卒業程度・免許資格職【秋試験】（第 1 次試験：令和 7 年 10 月 26 日）

試験区分		試験段階	内容	最終合格発表	受験資格
大学卒業程度	土 木 建 造 園	第 1 次	(1) 専門試験 (2) 基礎能力検査	12 月 15 日	【土木・建築】 平成 7 年 4 月 2 日から平成 16 年 4 月 1 日までに生まれた人 【造園】 平成 2 年 4 月 2 日から平成 16 年 4 月 1 日までに生まれた人
		第 2 次	個別面談		
		第 3 次	個別面接		

社会福祉	第1次	(1) 専門試験 (2) 基礎能力検査	平成7年4月2日から平成16年4月1日までに生まれ、社会福祉主事の任用資格を有するか、令和8年3月までに取得する見込みの人
	第2次	グループワーク (対話形式)	
	第3次	個別面接	
理学療法士	第1次	(1) 専門試験 (2) 基礎能力検査	
	第2次	個別面談	
	第3次	個別面接	

(2) 採用試験実施結果

令和7年度の採用試験実施結果は、次のとおりです。

試験区分		第1次試験 実施日	申込者数	第1次試験 受験者数 (合格者数)	第2次試験 受験者数 (合格者数)	第3次試験 受験者数	最 終 合格者数
土木(大学卒業程度) 【早期先行枠】		4月1日～ 4月15日	42	34 (31)	18		14
建築(大学卒業程度) 【早期先行枠】			33	24 (23)	10		9
大 学 卒 業 程 度	行 政	6月15日	472	273 (210)	194 (160)	150	99
	デジタル	5月23日～ 6月15日	13	13 (11)	10		3
	土 木	6月15日	16	3 (3)	2 (2)	2	1
	建 築		6	3 (3)	1 (0)		
	設 備		0				
	電 気		5	2 (2)	2 (2)	2	2
	化 学		5	5 (3)	3 (3)	2	2
	学校事務		45	23 (13)	13 (6)	5	4(1)
	社会福祉		23	18 (16)	15 (13)	13	12
	心 理		5	4 (3)	3 (3)	3	3

	消 防		223	162 (99)	96 (56)	33	30
	管理栄養士		58	45 (27)	26 (14)	14	11 (2)
	保 健 師		9	8 (8)	8 (8)	6	5
	歯科衛生士		7	5 (3)	3 (2)	2	2 (1)
	作業療法士		6	6 (5)	5 (3)	3	2 (1)
	獣 医 師		2	1 (1)	1 (1)	1	1
高校卒業程度	行 政	9 月 28 日	45	35 (27)	24 (19)	16	13
	土 木		4	3 (2)	2		2
	消 防		129	96 (69)	65 (25)	23	20 (9)
	保 育 士		31	21 (21)	19 (16)	14	13
大学卒業程度	司 書		85	61 (28)	25 (8)	8	5 (2)
	学芸員【天 文】		1	0			
	学芸員【日本史】		41	21 (9)	8 (4)	4	2 (1)
大学卒業程度	行 政 【秋試験】	①9 月 17 日 ～28 日 ②10 月 6 日 ～8 日	256	① 229 ② 163 (84)	81 (70)	65	43
	土 木 【秋試験】	10 月 26 日	6	4 (4)	4 (1)	0	
	建 築 【秋試験】		1	1 (1)	1 (1)	0	
	造 園 【秋試験】		2	1 (1)	1 (1)	1	1
	社会福祉 【秋試験】		15	12 (12)	11 (5)	5	4
	理学療法士 【秋試験】		4	4 (4)	4 (1)	1	1

※最終合格者数欄の()は、採用待機者数（内数）

(3) 採用選考実施状況

選考により採用できる職は、相模原市職員の任用に関する規則により定められています。また、その一部を相模原市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の規定により各任命権者に委任しています。

令和7年度の採用選考実施状況は、次のとおりです。

ア 障害者対象（第1次選考：令和7年9月28日）

選考区分	選考段階	内容	最終合格発表	受験資格
行政 (大学卒業程度)	第1次	(1)教養試験 (2)事務適性検査 (3)論述試験	11月20日	次の要件の全てを満たす人 (1)【大学卒業程度】 昭和55年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人 【高校卒業程度】 昭和55年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた人 (2)次に掲げる手帳等の交付を受けている人 ①身体障害者手帳 ②都道府県知事又は政令指定都市市長が交付する療育手帳 ③精神障害者保健福祉手帳
	第2次	グループワーク (対話形式)		
	第3次	個別面接		

イ 技能職（第1次選考：受験資格審査、作文）

選考区分	選考段階	内容	最終合格発表	受験資格
環境整備員 道路技能員	第1次	(1)受験資格審査 (2)作文	11月14日	次の要件の全てを満たす人 (1)昭和41年4月2日以降に生まれた人 (2)平成19年6月1日以前に取得した普通自動車免許(オートマチック車限定免許は不可)又は平成19年6月2日以降に取得した中型自動車免許を有する人
	第2次	(1)個別面談 (2)体力検査		
	第3次	個別面接		
学校技能員	第1次	(1)受験資格審査 (2)作文		次の要件の全てを満たす人 (1)昭和41年4月2日以降に生まれた人 (2)普通自動車免許を有する人
	第2次	個別面談		
	第3次	個別面接		
給食調理員	第1次	(1)受験資格審査 (2)作文		昭和41年4月2日以降に生まれた人

	第2次	(1)個別面談 (2)調理実技		
	第3次	個別面接		

ウ 社会人経験者（第1次選考：受験資格審査、小論文）

選考区分	選考 段階	内容	最終合格 発 表	受験資格
行 政	第1次	(1)受験資格審査 (2)職務経験 小論文	11月14日	次の要件の全てを満たす人 (1)昭和51年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人 (2)令和元年10月1日から令和7年9月30日までの期間に同一の民間企業等において3年以上継続して勤務した実務経験のある人
	第2次	(1)基礎能力検査 (2)グループワーク(対話形式)		
	第3次	個別面接		
土 木 建 築 設 備 電 気 機 械	第1次	(1)受験資格審査 (2)専門性PR 小論文	12月1日	次の要件の全てを満たす人 【土木、建築、設備、電気、機械】 (1)昭和41年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人 【土木】 (2)民間企業等における土木に関する実務経験(土木工事の設計・施工監理、区画整理事業等)を令和元年10月1日から令和7年9月30日までの期間に3年以上有する人 【建築】 (2)民間企業等における建築に関する実務経験(建築物の設計・施工監理、建築・開発の許認可等)を令和元年10月1日から令和7年9月30日までの期間に3年以上有する人 【設備】 (2)民間企業等における設備に関する実務経験(給排水・空調設備の設計、施工監理、維持管理等)を令和元年10月1日から令和7年9月30日までの期間に3年以上有する人
	第2次	(1)基礎能力検査 (2)Web面接		

	第3次	個別面接		【電気】 (2) 民間企業等における電気に関する実務経験(電気設備の設計、施工監理、維持管理等)を令和元年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までの期間に 3 年以上有する人 【機械】 (2) 民間企業等における機械に関する実務経験(機械設備の設計、施工監理、維持管理等)を令和元年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までの期間に 3 年以上有する人
社会福祉	第1次	(1) 受験資格審査 (2) 専門性 PR 小論文	12 月 1 日	次の要件の全てを満たす人 (1) 昭和 41 年 4 月 2 日から平成 7 年 4 月 1 日までに生まれ、社会福祉主事の任用資格を有するか、令和 8 年 3 月までに取得する見込みの人 (2) 社会福祉施設等における相談援助に関する実務経験(ケアマネジャー、ソーシャルワーカー、生活相談員、支援相談員等)を令和元年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までの期間に 3 年以上有する人
	第2次	(1) 基礎能力検査 (2) グループワーク(対話形式)		
	第3次	個別面接		
学 芸 員 【美 術】	第1次	(1) 受験資格審査 (2) 専門性 PR 小論文		次の要件の全てを満たす人 (1) 昭和 51 年 4 月 2 日から平成 7 年 4 月 1 日までに生まれ、博物館法に基づく学芸員資格を有するか、令和 8 年 3 月までに取得見込みの人 (2) 学校教育法に定める大学又は大学院で芸術学又は美術史、若しくはこれに類する専門課程を修了した人 (3) 美術館、ギャラリー等における学芸員としての実務経験(資料の収集・整理・保管・展示、関係する調査研究、教育普及活動等)を令和元年10月1日から令和7年9月30日までの期間に 3 年以上有する人
	第2次	(1) 基礎能力検査 (2) Web 面接		
	第3次	個別面接		

保 健 師	第 1 次	(1)受験資格審査 (2)専門性 PR 小論文		次の要件の全てを満たす人 (1)昭和 41 年 4 月 2 日から平成 2 年 4 月 1 日までに生まれた人 (2)保健師免許を取得後、民間企業、病院、学校等において保健師としての実務経験(保健指導、健康相談、保健計画の策定・実施等)を令和元年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までの期間に3年以上有する人
	第 2 次	(1)基礎能力検査 (2)グループワーク(対話形式)		
	第 3 次	個別面接		
保 育 士	第 1 次	(1)受験資格審査 (2)専門性 PR 小論文	11月14日	次の要件の全てを満たす人 (1)昭和 41 年 4 月 2 日から平成 7 年 4 月 1 日まで生まれた人 (2)保育士又は神奈川県において国家戦略特別区域限定保育士の登録を受けた後、保育所等における保育に関する実務経験(保育所等における保育業務、子育てに関する相談業務等)を令和元年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までの期間に3年以上有する人
	第 2 次	グループワーク (対話形式)		
	第 3 次	個別面接		

エ 任期付短時間勤務職員（第 1 次選考：書類審査、作文）

選考区分	選考段階	内容	最終合格発表	受験資格
行 政 (任期付短時間勤務職員) 【窓口サービス担当】 【生活保護ケースワーカー】	第 1 次	(1)書類審査 (2)作文	7 月 15 日	【窓口サービス担当】 年齢・経験・資格は不問 【生活保護ケースワーカー】 社会福祉主事の任用資格を有するか、採用日までに取得見込みの人
	第 2 次	個別面接		

オ 任期付短時間勤務職員（第 1 次選考：書類審査、作文）

選考区分	選考段階	内容	最終合格発表	受験資格
行 政 (任期付短時間勤務職員) 【窓口サービス担当】	第 1 次	(1)書類審査 (2)作文	12月25日	年齢・経験・資格は不問
	第 2 次	個別面接		

(4) 採用選考実施結果

令和7年度の採用選考実施結果は、次のとおりです。

選考区分		第1次選考 実 施 日	申込者数	第1次選考 受 験 者 数 (合格者数)	第2次選考 受 験 者 数 (合格者数)	第3次選考 受 験 者 数	最 終 合格者数
障害者を対象 とする	行 政 (大卒程度)	9月28日	20	13 (5)	4 (1)	1	1
	行 政 (高卒程度)		13	5 (3)	2 (1)	1	1
環境整備員		資格審査 作文	68	68 (36)	33 (14)	14	11
道路技能員			9	9 (6)	5 (4)	4	3
給食調理員			37	37 (27)	24 (11)	11	5(1)
学校技能員			66	66 (28)	23 (13)	12	5(3)
行 政 (社会人経験者)		資格審査 小論文	258	258 (133)	119 (65)	62	39
土 木 (社会人経験者)			4	4 (4)	4 (4)	4	3
建 築 (社会人経験者)			5	5 (4)	3 (2)	2	1
設 備 (社会人経験者)			3	3 (3)	3 (1)	1	1
電 気 (社会人経験者)			4	4 (4)	3 (3)	2	2
機 械 (社会人経験者)			4	4 (4)	3 (3)	3	3
社会福祉 (社会人経験者)			41	41 (33)	26 (9)	9	5
保 健 師 (社会人経験者)			7	7 (5)	5 (4)	4	4
保 育 士 (社会人経験者)			30	30 (30)	29 (29)	28	19
学芸員【美術】 (社会人経験者)			3	3 (2)	2 (2)	2	1
行政(任期付短時間勤務職員) 【窓口サービス担当】		資格審査 小論文	31	31 (18)	17		8
行政(任期付短時間勤務職員) 【生活保護ケースワーカー】			2	2 (2)	2		2

行政(任期付短時間勤務職員) 【窓口サービス担当】	6	5 (4)	4		2(1)
------------------------------	---	----------	---	--	------

※最終合格者数欄の()は、採用待機者数(内数)

(5) 任命権者に委任している採用選考等の実施結果

令和7年度の各任命権者に委任している採用選考等の実施結果は、次のとおりです。

選考区分	申込者数	第1次選考 受験者数 (合格者数)	第2次選考 受験者数	最 終 合格者数
消防(復職制度)① 1次選考 令和7年5月	1	1 (1)	1	1
医師(公衆衛生担当) (任期付短時間勤務職員)① 1次選考 令和7年5月	1	1 (1)	1	1
行政(債権回収担当) (任期付短時間勤務職員) 1次選考 令和7年6月	5	5 (3)	3	3
医師(公衆衛生担当) (任期付短時間勤務職員)② 1次選考 令和7年7月	1	1 (1)	1	1
行政(公民館担当) (任期付短時間勤務職員) 1次選考 令和7年7月	56	56 (40)	38	35
栄養士 (育児休業代替及び配偶者同行休業代替) 1次選考 令和7年7月	2	2 (2)		2
行政、社会福祉、心理、保育士、 土木、建築、保健師(復職制度) 1次選考 行政 令和7年8月 建築 令和7年8月 心理 令和7年12月 保育士 令和8年3月	行政 2 建築 1 心理 1 保育士 1	行政 2(2) 建築 1(1) 心理 1(1) 保育士 1(1)	行政 2 建築 1 心理 1 保育士 1	行政 2 建築 1 心理 1 保育士 1
行政、社会福祉、土木、建築 (公務員経験者) 1次選考 令和7年10月	98	98 (50)	36	25
消防(復職制度)② 1次選考 令和7年10月	2	2 (1)	1	1
栄養士 (育児休業代替及び配偶者同行休業代替) 1次選考 令和7年11月	11	10 (6)		6
学校事務(高校卒業程度) (育児休業代替及び配偶者同行休業代替) 1次選考 令和7年11月	15	12 (5)		5
行政(マイナンバーカード交付促進担当) (任期付短時間勤務職員) 1次選考 令和7年12月	20	20 (15)	14	6
医師(公衆衛生担当)① 1次選考 令和7年12月	1	1 (1)	1	1
行政(債権回収担当) (任期付短時間勤務職員) 1次選考 令和7年12月	2	2 (2)	2	2
行政(任期付短時間勤務職員) (所有者調査担当) 1次選考 令和7年12月	19	19 (13)	13	10

行政職(参事(廃棄物指導担当)) 1次選考 令和8年1月	1	1 (1)		1
行政職 (参事(コンプライアンス推進担当)) 1次選考 令和8年1月	1	1 (1)		1
保育士(産前産後休暇・育児休業代替、 任期付フルタイム職員) 1次選考 令和8年2月	4	4 (4)	4	4
行政(公民館担当) (任期付短時間勤務職員) 1次選考 令和8年2月	14	14 (11)	11	4
医師(公衆衛生担当)② 1次選考 令和8年2月	1	1 (1)	1	1
行政職(財政局長) 1次選考 令和8年3月	1	1 (1)		1

(6) 昇任試験実施状況

消防吏員昇任試験(消防副士長、消防士長、消防司令補)の実施のほか、令和4年度より、行政職給料表(1)のうち4級(主査級)への昇任について、従来の任命権者に委任している選考と併用し、競争試験を実施しています。

令和7年度の昇任試験実施状況は、次のとおりです。

ア 消防吏員

試験区分	内容	受験資格
消防副士長	(1)勤務成績 (2)口述試験	【採用区分：大学卒業程度】 令和8年4月1日現在、年齢が25歳以上で、かつ、消防士としての在職年数が3年以上の職員で、本市消防吏員としての勤務年数が2年以上の者 【採用区分：高校卒業程度】 令和8年4月1日現在、年齢が26歳以上で、かつ、消防士としての在職年数が8年以上の職員で、本市消防吏員としての勤務年数が2年以上の者
消防士長	(1)勤務成績 (2)筆記試験 (3)弁論試験	令和8年4月1日現在、年齢が30歳以上で、かつ、消防副士長としての在職年数が5年以上の職員
消防司令補	(1)勤務成績 (2)筆記試験 (3)口述試験	令和8年4月1日現在、年齢が35歳以上で、かつ、消防士長としての在職年数が5年以上の職員

イ 行政職給料表(1)適用職員

試験 区分	試験 段階	内容	最終合格 発 表	受験資格
区分A (事務)	第1次	(1) 教養試験 (2) 論文試験 (3) 職員評価	2月10日	次のいずれかの要件を満たす職員 (1) 受験年度の3月31日時点(以下「基準日」という。)において、主任級(給与条例別表第5の級別基準職務表の行政職給料表(1)の部3級の項に規定する職)に3年以上在級している又は在級する見込みのある職員 (2) 社会人経験者であることを要件として採用され、かつ、受験年度において主任級に在級している職員であって、基準日において、主査級(給与条例別表第5の級別基準職務表の行政職給料表(1)の部4級の項に規定する職)に必要な経験年数(一般10年)を有している又は有する見込みのある職員 (3) 本市職員から引き続いて国家公務員等となり、再び本市職員として採用され、かつ、受験年度において主任級に在級している職員であって、基準日において、主査級に必要な経験年数を有している又は有する見込みのある職員 (4) 転任又は転職をした職員で、転任等の前の主任級の在級年数又は経験年数を合算して上記(1)から(3)までのいずれかに該当する職員
区分B (保育士、保育教諭)				
区分C (土木、造園、建築、設備、電気、機械、化学)	第2次	(1) 面接試験 (2) 所属長評価	2月10日	
区分D (司書、学芸員、社会福祉、心理、福祉指導員、管理栄養士、栄養士、保健師、看護師、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、獣医師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師)				

(7) 昇任試験実施結果

令和7年度の昇任試験実施結果は、次のとおりです。

試験区分	第1次試験 実施日	申込者数	第1次試験 受験者数 (合格者数)	第2次試験 受験者数	最 終 合格者数
消防副士長	10月9日	16	16		16
消防士長	9月22日	14	14		11
消防司令補	9月22日	43	43		19
区分A (事務)	11月15日	146	103 (44)	56	40
区分B (保育士、保育 教諭) 区分C (土木、造園、 建築、設備、電 気、機械、化学) 区分D (司書、学芸員、 社会福祉、心 理、福祉指導 員、管理栄養 士、栄養士、保 健師、看護師、 歯科衛生士、理 学療法士、作業 療法士、言語聴 覚士、獣医師、 薬剤師、臨床検 査技師、診療放 射線技師)		79	57 (25)	29	25

※第2次試験の受験者数は、令和6年度までの第1次試験合格者を含む。

(8) 昇任選考実施結果

職員の昇任は、一部を除き選考によります。また、相模原市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の規定により、各任命権者に委任しているものがあります。令和7年度の昇任選考実施状況は、次のとおりです。

ア 任命権者より昇任選考請求のあったもの

	行政職給料表(1)			消防職給料表		医療職給料表
	9級	8級	7級	8級	7級	4級
市長事務局	4	13	22			
議会						
教育委員会						
選挙管理委員会						
監査委員						
人事委員会			1			
農業委員会						
消防本部			1		1	
合計	4	13	24	0	1	0

イ 各任命権者に委任しているもの

行政職給料表(1)				行政職給料表(2)		消防職給料表		医療職給料表		学校事務職給料表		
6級	5級	4級	3級	5級	4級	6級	5級	3級	2級	5級	4級	3級
69	103	66	112	10	1	5	7	0	0	2	8	11

(9) 特定任期付職員及び一般任期付職員の採用等の承認

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、同法の規定に基づく職員の任期を定めた採用の承認及び採用した職員の任期更新の承認について審査をします。

令和7年度の審査件数は次のとおりです。

承認の区分	申請書 受理件数	特定任期付 職員	一般任期付 職員
採用	4件	1人	4人
任期の更新	3件	0人	3人
他の職への任用	0件	0人	0人

2 職員の給与等に関する報告及び勧告

人事委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定により、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等について絶えず調査・研究を行い、給料表が適当であるかどうかについて地方公共団体の議会及び長に対し同時に報告をするものとされています。また、給与を決定する諸条件の変化により、給料額を増減することが適当であると認めるときは、あわせて適当な勧告をすることができるとされています。

令和7年度は、市議会及び市長に対して、令和7年10月7日に「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行いました。概要につきましては、次のとおりです。

「令和7年 職員の給与等に関する報告及び勧告」の概要

本年の給与勧告のポイント

①月例給の引上げ

- ・比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」とした上で、職員給与が民間給与を13,591円(3.51%)下回っているため、給料表を引上げ改定
- ・人材確保の観点も踏まえ、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ
- ・教育職給料表は、職務や職責をより重視した給与体系の整備を実施(令和8年4月1日から)

②期末・勤勉手当(ボーナス)の引上げ

支給月数を0.05月分引き上げ、4.65月に改定し、期末手当及び勤勉手当に均等に配分

<給与勧告制度の基本的な考え方>

給与勧告制度は、職員の労働基本権制約に対する代償措置として、民間従業員等との均衡を考慮し、社会一般の情勢に適応した適正な給与等勤務条件を確保する機能を有するものである。

1 職員給与と民間給与の比較

(1) 職種別民間給与実態調査

調査対象事業所は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の市内民間事業所222事業所であり、そのうち人事院が無作為に抽出した78事業所を実地調査し、民間との比較結果は、企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の66事業所を対象とした。

(2) 職員給与と民間給与の比較結果

<月例給>

民間従業員の給与	職員の給与(行政職(1))	較差
401,246円	387,655円	13,591円(3.51%)

(行政職給料表(1)適用職員の平均年齢 40.4歳、平均経験年数 17.9年)

<特別給(ボーナス)>

民間従業員の支給月数	職員の支給月数	差
4.64月分	4.60月分	0.04月分

2 給与改定の内容

(1) 月例給

- ・行政職給料表(1)

若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ(平均3.74%)

初任給は人材確保の観点から、高校卒を12,300円、大学卒12,000円引上げ
定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額、各級の改定額を踏まえ、引上げ改定

- ・行政職給料表(1)以外の給料表

消防職給料表及び学校事務職給料表は、行政職給料表(1)との均衡を考慮し引上げ改定
教育職給料表は、行政職給料表(1)との均衡を考慮し引上げ改定を行うとともに、昨年検討が必要とした社会と公務の変化に応じた給与制度の整備に基づく改定として、3級～5級の初号近辺の号給をカットし、初号の給料月額を引上げ改定

医療職給料表及び特定任期付職員給料表は、人事院勧告の内容に準じて引上げ改定

(2) 期末・勤勉手当

- ・民間従業員の支給月数に見合うよう、年間支給月数を0.05月分引上げ(期末手当及び勤勉手当に均等に配分)

- ・特定任期付職員及び定年前再任用短時間勤務職員は、人事院勧告の内容に準じて引上げ

(3) 初任給調整手当

医療職給料表の適用を受ける職員(医師及び歯科医師)は、処遇を確保する観点から、国の水準を踏まえた取扱いとする。

(4) 実施時期

令和7年4月1日(ただし、期末・勤勉手当は令和7年12月1日。教育職給料表に係る社会と公務の変化に応じた給与制度の整備に基づく改定は令和8年4月1日)

4 人事行政に関する報告

(1) 人材の確保【競争力強化、情報発信、障がい者雇用】

- ・受験しやすい試験方法や新たな採用手法の検討と魅力ある職場環境の整備が必要
- ・採用が厳しい状況の職種は、人材確保の観点から、国や他の自治体との均衡を図りつつ、処遇面での改善も検討するなど、多角的な視点で本市の魅力を高め、競争力の強化が重要
- ・公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の改正の趣旨を踏まえつつ、本市の実情に応じた教員の処遇改善の検討も必要
- ・公務員の堅苦しいイメージの払拭と仕事内容や働き方をイメージできるよう情報発信の内容を充実していくことが必要
- ・様々な機会を捉えて、受験者の疑問や不安を取り除くとともに、公務員を志望していない人にも関心を持ってもらえるよう積極的な情報発信に努め、受験者を増やす取組が重要
- ・障がいの特性に応じて働くことができるよう、職員の意識啓発や施設・設備の充実等への継続的な取組が必要

(2) 人材の育成・活用【育成環境、モチベーションの維持・向上、経験・能力の活用、離職防止】

- ・職員が主体的にキャリアプランを考える機会を設けるとともに、職員ニーズを的確に捉え、研修機会や内容の充実を図り、自発的な能力開発の意欲向上や支援に取り組むことが重要
- ・経営層は強い危機感を持ち、職員が共感できる明確な理念を打ち出し、ぶれない意思決定や行動を徹底するとともに、職員が自ら貢献したいと思えるような環境や魅力づくりが重要
- ・職員も全体の奉仕者として果たすべき責務について改めて意識を高く持つことが大切
- ・職務・職責に応じた処遇の改善や業務量の適正化を検討し、管理職の魅力向上が必要
- ・既存の「人財」が持つ貴重な経験や能力を最大限発揮できるよう適材適所に配置するために実施している制度の運用状況等を適切に把握・検証し、必要に応じた見直しが必要
- ・高齢層職員は、加齢による身体機能の低下に配慮しつつ、知識・技術・経験等を十分に発揮でき、後輩職員への継承等にもモチベーションが持てるような処遇改善や人事配置が重要
- ・組織運営や職場環境への不満等が理由の退職者を減らすため、魅力ある職場環境の整備を図りつつ、地域社会の基盤を支える基礎自治体の重要性を改めて周知するなどの対策が必要

(3) 魅力ある職場環境の整備【長時間労働、教員の職場環境、多様で柔軟な働き方、福利厚生等の充実】

- ・長時間労働の是正には、管理監督者や各職員の意識向上とデジタル技術の活用や事務事業の見直しなど業務効率化に一層取り組むとともに、業務量に応じた人員体制の確保が必要
- ・市民への影響等も踏まえつつ、窓口開庁時間の短縮等の時間外勤務縮減に向けた検討が必要
- ・「若手教員による学校現場改善プロジェクト」の提言等現場の声を踏まえ、教員が教育の質の維持・向上につながる業務に注力できるよう、働き方改革に取り組むことが必要
- ・出産・育児・介護に係る各種制度の周知や制度の拡充とともに、周囲で支える職員への支援も検討し、より制度を活用しやすい環境にしていくことが重要
- ・人材確保のためにも、その他の休暇制度や勤務制度についても、多様な働き方やプライベート時間の充実、健康保持を図ることができるよう制度の導入・拡充の検討が必要
- ・福利厚生制度の充実、庁舎やオフィス環境の整備・改善、公務や通勤等における個人負担の解消等も重要であり、現状把握に努め、改善していくことが必要

(4) メンタルヘルス対策【要因分析と対策】

- ・ストレスチェックの結果や職員との面談等から、要因の詳細な分析が必要
- ・各職場でのメンタル疾患に至る前の対策と関係部署の支援・連携とともに、メンタル疾患に至ってしまった職員の復帰支援と再発しないよう対応することが重要
- ・各職場が明るく開かれた雰囲気の中でコミュニケーションを取りやすく、変化に気づきやすい関係の構築に継続して取り組むことが大切

- ・各職場だけでなく、経営層も現状を重く受け止め、長時間労働の是正や業務量に応じた人員の確保、組織運営への理解・共感の向上等、組織全体で強力に取組を推進することが急務

(5) ハラスメント対策【事前の対策と発生時の対応】

- ・ハラスメント根絶には、職員が正しく理解し、人権侵害であることを強く認識する必要があり、未然に防止できるよう更なる意識向上や相互に指摘しあえる環境づくりが重要
- ・ハラスメントが起きてしまった場合には、被害者に寄り添った対応・支援を行い、加害者には厳正に対処するとともに、猛省を促し、二度と起こさせてはならない。
- ・カスタマーハラスメントは、現状把握に努め、組織としての対応を全庁的に周知し理解を深めるとともに、対外的にも本市の姿勢を明確に示すなど、抑止策を講ずることが必要

(6) コンプライアンスの推進【事務処理ミスの防止、不祥事の防止】

- ・事務処理ミスを起こしてしまった要因の本質を見極めることが必要
- ・職員への意識啓発の継続とともに、事務手順の見直しやデジタル技術等を活用したミスが発生しにくい仕組みづくり、十分なチェック体制がとれる環境の整備等の対策も検討が必要
- ・職員本人の意識を変えていくために、不祥事が職場や社会、自身の人生に与える影響の大きさを強く認識し、自らの行動を律するよう継続的な啓発に取り組むことが必要
- ・各職場での日頃のコミュニケーションの中でも不祥事は絶対に起こしてはならないという雰囲気醸成し、高い倫理観や使命感を持つ職員を育む職場風土をつくることが大切

3 条例の制定、改廃に対する意見

職員に関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議会において、人事委員会の意見を聞かなければならないとされています。

令和7年度には、議会からの求めに対し、次のとおり意見を提出しました。

意見提出 年月日	条例案	意見の内容
令和7年 8月25日	相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について	本議案は、仕事と育児との両立の支援を図るため、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等に係る規定の追加を行おうとするものであり、異議のないものである。
	相模原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第5号)による地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)の改正

		に伴い、部分休業に係る規定の改正を行おうとするものであり、異議のないものである。
令和7年 11月18日	相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	本議案は、本委員会からの職員の給与に関する勧告及び他の地方公共団体の給与等を勘案した一般職の職員の給料、初任給調整手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当に係る規定の改正を行おうとするものであり、異議のないものである。
	相模原市学校職員の給与に関する条例及び教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例について	本議案は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律(令和7年法律第68号)による公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)及び教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)の改正に伴い、義務教育等教員特別手当に係る規定及び教育職給料表に係る規定の改正、教職調整額の支給等に係る規定の改正及びこれに伴う経過措置に係る規定の追加並びに教育職員の時間外勤務等に係る規定の改正を行おうとするものであり、異議のないものである。
令和8年 2月16日	相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例について	本議案は、本委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国及び他の地方公共団体の給与等を勘案し、一般職の職員の扶養手当、地域手当及び給料に係る規定の改正を行おうとするものであり、異議のないものである。
	相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	本議案は、交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業に係る特殊勤務手当の支給対象者を当該作業に従事した全ての職員に拡大するため、道路上作業従事職員の特殊勤務手当に係る規定の改正を行おうとするものであり、異議のないものである。
	相模原市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について(第1条の相模原市職員の退職手当に関する条例の一部改正に限る。)	本議案は、公示の方法による通知及び公示送達に係る措置の変更に伴う規定の改正を行おうとするものであり、異議のないものである。

	相模原市学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	本議案は、特殊勤務手当に係る規定の改正及び本委員会からの職員の給与に関する勧告を勧告した教育職員の給料に係る規定の改正を行おうとするものであり、異議のないものである。
--	---------------------------------	---

4 勤務条件に関する措置の要求

地方公務員法第46条の規定に基づき、職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求があった場合に、人事委員会は、その要求を審査し、判定を行うとともに、その結果に応じて必要な勧告を行います。

令和7年度における勤務条件に関する措置の要求の状況は次のとおりです。

件数		処理件数							翌年度へ繰越し
年度当初係属	新規	全部認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	打切り	計	
1	0	0	0	1※	1※	0	0	1	0

※1件の措置要求事項に複数の要求があり、棄却又は却下と判定をしたもの。

5 不利益処分についての審査請求

地方公務員法第49条の2の規定に基づき、職員から懲戒その他その意に反する不利益な処分について審査請求があった場合に、人事委員会は、これを審査し、その結果に応じて、その処分の承認、修正又は取り消しの裁決を行います。また、必要に応じて、職員が受けた取扱いを是正するための指示を行います。

令和7年度における不利益処分についての審査請求の状況は次のとおりです。

件数		処理件数							翌年度へ繰越し
年度当初係属	新規	処分取消	処分修正	処分承認	却下	取下げ	打切り	計	
0	2	0	0	0	0	0	2	2	0

6 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議

退職手当管理機関から、退職手当の支給制限等の処分に係る諮問があった場合に、人事委員会は、これを調査審議し、その結果に基づき、答申を行います。

令和7年度における退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議の事案はありませんでした。

7 苦情相談

職員から勤務条件その他の人事管理に関する苦情の相談があった場合は、地方公務員法第8条第1項第11号及び職員の苦情相談に関する規則の規定に基づき、助言、指導、あっせんその他の必要な措置を行います。

令和7年度の苦情相談の状況は、次のとおりです。

相談件数		相談内容						処理状況	
年度当初係属	新規	任用関係	給与関係	勤務条件・ サービス関係	福利厚生関係	職場環境関係	その他	完結 事案	翌年度へ 繰越し
1	18	3	5	6	0	3	10	19	0

※1件の相談に係る相談内容が複数の場合、相談内容はそれぞれに計上。

8 職員団体の登録

地方公務員法第53条第1項の規定に基づき、職員団体からの登録申請を受けた場合は、構成員や規約等を確認し、登録を行います。

登録されている職員団体は、次のとおりです。

(令和8年3月31日現在)

登録年月日	職員団体の名称
昭和41年10月5日	相模原市職員労働組合
昭和50年7月15日	相模原市立学校管理職組合
平成29年4月1日	相模原市教職員組合

9 管理職員等の範囲

管理職員等(※)と管理職員等以外の職員は、同一の職員団体を組織することができず(地方公務員法第52条第3項)、管理職員等の範囲は人事委員会の規則で定めるとされています(同条第4項)。

人事委員会では、管理職員等の範囲を定める規則を制定し、次のとおり管理職員等の範囲を定めています。

※重要な行政上の決定を行う職員、重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員、職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員、職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員その他職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員

(令和8年3月31日現在)

機関			職
各機関共通			相模原市一般職の給与に関する条例(昭和26年相模原市条例第11号)別表第5の級別基準職務表の行政職給料表(1)の部6級の項から9級の項まで並びに医療職給料表の部3級の項及び4級の項並びに相模原市学校職員の給与に関する条例(平成28年相模原市条例第28号)別表第3の級別基準職務表の教育職給料表の部4級の項及び5級の項並びに相模原市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成22年相模原市人事委員会規則第19号)別表第1第1号の行政職給料表(1)級別職務分類基準表の6級の項から9級の項まで、第4号の医療職給料表級別職務分類基準表の2級の項(所長の職に限る。)から4級の項まで及び第5号の教育職給料表級別職務分類基準表の4級の項に規定する職
個別	市長の 事務部局	本庁機関	(秘書課) 総括副主幹及び副主幹 (総務法制課) 法制又は訴訟を担当する総括副主幹及び副主幹並びに訴訟を担当する主査 (コンプライアンス推進課) 総括副主幹及び副主幹 (人事・給与課) 定数、人事、給与、服務又は労務を担当する総括副主幹、副主幹、主査及び主任 (職員厚生課) 福利厚生を担当する総括副主幹 (財政課) 総括副主幹 (保育課) 労務を担当する総括副主幹 (廃棄物政策課) 労務を担当する総括副主幹
		区役所	区会計管理者

教育委員会	教育局	(教育総務課) 定数、人事、給与、服務又は労務を担当する総括副主幹、副主幹及び主査 (学校給食課) 労務を担当する総括副主幹 (学校施設課) 労務を担当する総括副主幹 (教職員課) 定数、人事、給与、服務又は労務を担当する総括副主幹、副主幹、主査及び主任並びに福利厚生を担当する総括副主幹
人事委員会	行政委員会 事務局	(任用調査課) 総括副主幹、副主幹、主査及び主任

10 労働基準監督機関としての職権の行使

職員については、原則として労働基準法、労働安全衛生法等が適用されますが、地方公務員法第58条第5項の規定により、現業職員以外の職員(労働基準法別表第1第11号、第12号及び官公署(別表第1に掲げる事業を除く。))に該当する事業所に勤務する職員で、単純労務職員を除く職員)の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、人事委員会が行うこととされています。

令和7年度は、人事委員会が所管する事業所について、労働基準法等の法令に適合した事務運営がなされているかを確認するため、地方公務員法第58条第5項の規定に基づき、全事業所を书面調査するとともに、3事業所を実地調査し、結果を周知しました。

11 人事委員会規則の制定、改廃

人事委員会は、法律又は条例に基づきその権限に属する事項に関し、人事委員会規則を制定、改廃することができるとされています。

令和7年度に公布した規則は次のとおりです。

規則 番号	公布年月日	施行年月日	件名
11	令和7年 9月30日	令和7年 10月1日	相模原市一般職の職員の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則
1	令和8年 1月14日	令和8年 1月14日	相模原市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則
2	令和8年 2月27日	令和8年 4月1日	相模原市人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則
3	令和8年 3月25日	令和8年 4月1日	相模原市一般職の職員の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則
4	令和8年 3月25日	令和8年 4月1日	相模原市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

5	令和8年 3月25日	令和8年 4月1日	相模原市会計年度任用短時間勤務職員の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則
6	令和8年 3月25日	令和8年 4月1日	相模原市一般職の給与に関する条例附則第23項及び附則第25項並びに相模原市学校職員の給与に関する条例附則第9項、附則第11項及び附則第12項の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

12 その他(会議等)

(1) 全国人事委員会連合会

全国人事委員会連合会は、都道府県、政令指定都市、特別区等人事委員会をもって組織し、人事行政制度に関する研究、調査、資料の収集、情報交換、職員の研修等を行っています。

令和7年度の状況：総会1回(対面開催：東京都)、研修会1回(対面開催：さいたま市)

(2) 大都市人事委員会連絡協議会

大都市人事委員会連絡協議会は、政令指定都市、東京都及び特別区の人事委員会をもって組織し、人事行政制度に関する研究、調査、資料の収集、情報交換、職員の研修等を行っています。

令和7年度の状況：委員長会議1回(書面開催)、事務局長会議(対面開催：熊本市)、課長会議2回(給与関係：対面開催(岡山市)、任用関係：オンライン開催)、研修会3回(給与関係：対面開催(千代田区)、公平審査関係：書面開催、任用関係：対面開催(千葉市))

令和7年度
人 事 委 員 会 年 報
令和8年7月発行

相模原市人事委員会 行政委員会事務局 任用調査課

〒252-5277 相模原市中央区富士見 6-6-23

けやき会館4階

電 話 042-769-9810